

報道と人権をめぐる法的課題の考察

— メディアをとりまく昨今の事例から —

大 重 史 朗

はじめに

【1】問題の所在

【2】事件報道ガイドラインにみる報道の意義と人権

【3】報道と名誉毀損をめぐる法的課題

【4】週刊誌記事をめぐる名誉とプライバシー、人権の関係性

まとめ

はじめに

現代社会においては、インターネットによる情報が氾濫しており、既存の新聞や雑誌、テレビなどメディアによる「報道」に加え、個人や民間企業によるホームページやブログのほか、ツイッター、フェイスブックといった、いわゆる「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)」を媒介としての情報発信の手段と機会が増えている。例えば、2011年3月におきた、東日本大震災とその直後に発生した、東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故の際は、交通網が遮断されたことなどが影響し、既存のメディア、とくに新聞記者やカメラマン、テレビ番組のレポーターやスタッフなどがなかなか現地入りできず、発生当初は現地の光景を伺い知ることが容易ではなかった。実際、地震発生直後に東北地方とその沿岸地域を襲った津波がどの程度凄まじいものだったかについては、テレビのニュースなどは、当初は自衛隊が航空撮影した提供映像を借り受ける

形で視聴者向けに流すしか手段がなかった。

しかし、既存メディアに頼らずとも、全国各地の人が、東北地方の津波被害がどれだけのものかを知る手段はあった。それは地元的一般市民においては、自分のブログやツイッターなどSNSを用いて自分が撮影した被災地の現状などをすぐさま投稿することが可能であった一方、地元住民といった個人レベルによる情報発信に、被災地以外の人々が頼ることができたのである。そして、被災地の状況を確認できたのは、地元の事情に精通している一般市民が個人レベルで発信した情報が中心であり、その後、既存の新聞や雑誌、テレビの記者やクルーが現地入りしてきたものの、個人レベルの発信によるメディアに相当の時間的な遅れを取ったのは事実である。そして、既存メディア側はその現象に、メディアを取り巻く環境や時代が確実に変化していることを感じざるを得なかったはずであり、その結果、現在では内容の充実度に差はあるものの、例えば、現職の新聞記者でもツイッターなどで情報発信できる環境は整っている。

しかし、新聞や雑誌であれば、新聞という紙媒体かその新聞社のインターネットを通じたデジタル版において、また、テレビであれば、テレビ番組において情報発信するのが一般的な手段であり義務である。このことから、例えば、既存メディアが新聞記事やテレビ番組といった公式メディアからの情報発信以外のSNSなどの手段で情報発信をする場合、その内容がメディアを発信する報道各社としての公式発言なのかどうかを明確にするため、「記者ツイッターは報道なのか」といった議論が出ており、また、報道機関としての公式見解と個人のツイッターの内容とを区別するためのガイドラインを設けているメディアも登場している⁽¹⁾。そのことが返って、結果論ではあるが、既存メディアの記者が発信するツイッターの内容は極めて限定的となり、すでに自社メディアで報じられた記事の内容の骨子や要旨、その「前触れ」的な、これから配信する記事内容の要約や感想などを流すにとどまっている。そして、既存メディアとは対照的な一般の個人による情報発信の方が、自由な形で意見などを即座に発信

でき、場合によってはテレビのニュース番組などが、視聴者により撮影された、地震や火災、土砂崩れ、火山噴火の現場の様子を借り受けて報道する、などといった現象が生じているのである。

一方、取材および報道にあたっては、報道機関には「言論の自由」や「表現の自由」といった法的根拠をもつ立場は相変わらず尊重されてはいるものの、あくまでも報道という作業過程においては、当事者の人権や個人のプライバシーをこれまで以上に尊重しながら進める義務が生じている。20年以上前なら、「その程度のことは報道していた」と思われる内容でも、人権に配慮する観点から割愛、もしくは別の表現に変えることが、報道現場に求められる時代となっている。また、これまでは仮に疑問の声が周囲から出てきても、すでに報道した事象については、明白な誤りであること以外はそのまま訂正せずにしておく、などとしてきたことがもはや通用しなくなった時代であるとも言える。これまでの四半世紀の間に発生した、いわゆる報道機関による不祥事案などを通して、過去の報道・取材の仕方への反省に加え、人権を尊重しなければならない報道姿勢のあり方など時代の変化が生じている。

これは、例えば、裁判事例をみても、新聞や雑誌、あるいはテレビなど既存のメディアをめぐる名誉毀損訴訟でメディア側が敗訴した場合、慰謝料などの損害賠償額が年々増加傾向にあることも、メディア側の報道姿勢に影響を与えているといえる⁽²⁾。もちろん、これには「言論の自由」や「表現の自由」の考え方を後回しにしていいというわけではないだろう。報道者側にはいろいろな裁判事例や制約などが加わったとしても、決して、取材および報道姿勢そのものに対して萎縮したのでは、民主主義の根幹を揺るがすことになりかねないからである。

しかし、一方では「言論の自由」や「表現の自由」と人権やプライバシーを尊重すべきであることの整合性の問題や、過去の取材の誤りが、相当の年数を経た後に明らかになったとしても、それを潔く正す必要が出てきているといった課題や現状などを見る限り、報道をとりまく時代背景が

変化してきているのではないだろうか。少なくとも、どのようなメディアにとっても、報道の自由と人権への配慮の両立は必要最低限、守るべき基本動作として、求められているといえる。

【1】問題の所在

§ 1、呼び捨てから「容疑者」報道への変遷

この四半世紀の間における日本のメディアの変遷を考察するにあたり、さらに遡ること1980年代後半以前とそれ以後における、メディアの対応の違いがはっきりわかる事例として、「容疑者呼称」の存在が挙げられるだろう。特に事件や裁判報道で顕著なのは、1989年に、警察に逮捕された被疑者をそれまで「呼び捨て」にしていたのを廃止し、名前に「容疑者」をつけるスタイルが定着したことである。捜査当局に逮捕された被疑者は、起訴されるまでは法的には「その時点において容疑がかけられている者」でしかない、との意味で、被疑者の人権を配慮し、「逮捕」＝「犯人」視を抑制し、捜査当局と一定の距離をもって逮捕と捜査そのものを常に検証するのが狙いだった⁽³⁾。

それに伴い、一度、検察庁に起訴されると「被告」となり、有罪が確定し、服役中は「受刑者」となり、また、無罪が確定後や刑期満了後は「さん」をつけることが報道の基本となった。刑事事件では実際は「被告人」とするのが正しいはずだが、刑事被告人でも「被告」とつける原則は、新聞の文字数をできるだけコンパクトにしたいという新聞社側の意図や編集方針が伴っていたと考えられる。また、「捜査当局との一定の距離をおく」という考え方については、社会的な背景として、新聞社とて見方を変えれば、日本放送協会以外は一つの民間企業であり、捜査当局に逮捕された人に対しても、本来は呼び捨てにする資格はないのではないかと、といった報道側のそれまでの反省点が少なからずあったのではないかと考えられる。

そうした動きに呼応し、かつては一度、捜査当局に逮捕されるや否や、呼称が「呼び捨て」になるだけではなく、新聞はどの新聞も例外はなく、「犯人」に対して、「出された食事をペロリ」とか「(捜査当局が)自供に追い込んだ」など捜査当局側に寄り添う表現が見受けられたが、この容疑者報道が始まって以後は、そのような捜査当局に寄り添った表現が激減していったとみられる。

しかし、容疑者報道の実施から数年しか経過していない1994年、長野県で発生した「松本サリン事件」の発生直後においては、第一通報者だった男性K氏が「真犯人」として扱われ、著しい人権侵害を受け、すべての報道機関がK氏に対し、また読者や視聴者に対して謝罪をする結果となった問題は、記憶に新しいところである。マスコミは警察の行き過ぎた権力行使を監視し、また、感情に流されやすい国民大衆に冷静な対応を呼びかけるべきだったにもかかわらず、このような結果を招いたことについて、藤井は「マスコミ報道を考える上で、極めて示唆に富むもの」と評価し、大手新聞社による当時の報道を検証している⁽⁴⁾。

そして、事件発生直後の報道が、ほとんどの「主体」が捜査機関であり、その伝聞という形で記事が構成されている点であることに注目し、「記者自身が取材を通してあぶり出した真実に基づく記載がほとんど見られない」ことが問題とされている。さらに、K氏が受けた報道被害は、例えば、「会社員宅から押収した薬品」について報道した件を報道側がK氏の家族や親戚、知人に取材をして「裏づけ取材」を十分に行っていれば、容易にK氏の報道被害は防げたと論じられている。

現場の取材経験者の立場からすれば、事件発生当初は確かに状況が混乱しており、まずは、捜査当局の情報に頼らざるを得ない、という実態も確かに存在する。K氏の問題を起こした報道機関側の反省などが端緒となり、捜査機関に対する取材の重要性を強調しながらも、「犯人視しない」努力義務を取材者に求めている傾向が強まり、業界内で指針などを設けているのが、昨今の情勢といえる。

例えば、「事件や事故の場合、捜査当局関係者への取材が出発点となり、報道機関は捜査機関の発表情報にアクセスし、情報の裏付けを取って確認し、重要なものをいち早く市民に伝える役割をもつ」とまずは、捜査当局の情報を精査しながら伝えていくことが、第一の記者の動作となるのである。そして、「記者は当局の発表情報だけに頼らず、当局者への非公式情報を得る取材や弁護側や被害者ら、さまざまな立場の当事者に多角的に取材し、独自の情報を得る努力が必要」とされている。

実際には、「容疑者＝犯人」、「逮捕＝解決」ではないことを前提に、捜査当局の情報は断定的に書かず、容疑者や弁護側の主張や反論など「対等報道」をめざすことを重視している。例えば、捜査当局の「発表」や「見立て」の内容であることを表記して断定的に書かないことや、「(捜査側が追求している)」などと捜査側に立ったような書き方ではなく「(容疑者が)話しているという」と断定的ではなく、中立的に書くことを求めている⁽⁵⁾。

しかし、このような原則は形式的には守られているものの、何らかのきっかけによりガイドラインの路線を逸脱し、人権が軽視される例がその後も続いているのはどのような理由からなのだろうか。

§ 2、警察署取材が記者教育の一步という歴史

確かに丸山の言うように、昔も今も、記者教育のスタートは「サツ周り」と呼ばれる警察署回りが普通である⁽⁶⁾。全国紙やブロック紙、県紙の区別なく、どこの報道機関から記者職のスタートを切っても、まずは「サツ周り」から始めるのが普通である。警察署に「情報が集まる」とか「庶民の生活に一番近いから」と言われる一方、「ジャーナリズムの仕事は権力と対峙し、市民の人権を護ることだ」とも新人記者に対して教育される。

なるほど、各自治体には複数の警察署が配備され、市民生活に直結しており、公的機関の代表の一つが警察(署)かもしれないし、実際、捜査当局を権力側機関の一つと位置づければ、警察(署)を取材先に選ぶのは妥

当とも言える。しかし、実際は、交通死亡事故や殺人事件の第一報の書き方は新聞やテレビ局、通信社などにより若干の違いはあるものの、大方、記事の作り方はパターン化されているのが普通である。これはいつ何時、どの記者が担当しても体裁に違いが出ないように配慮されていると思われる。事件報道の際は、前述したような「容疑者」の呼称を使いながら、事件・事故の発生日時と場所、概要、それに原因と思われる点、そして、その「第一報」が警察発表であることなど、新聞記事の基本スタイルをパターン化して覚えるのには、事件や事故を取り扱う警察取材が適当であるという判断であり、その判断は長年にわたり、前述した容疑者報道など記事の表現こそ変化があるものの、取材形態は基本的には変わっていない記者教育の歴史があることは事実である。

また、捜査当局の広報担当者は、例えば、東京都であれば警視庁、その他の道府県であれば警察本部に広報課が置かれており、また、「サツ周り」の現場においては警察署の「副署長」が広報窓口として取材対応することが多い。確かに、前述した「容疑者」報道の変遷においては、現状の取材現場においては、捜査当局の言い分を一方的に鵜呑みにして書かないようにとの教訓が活かされてきていることを論じた。しかし、一般論としてもこの広報担当者は、実際は「捜査中」であることを理由に、なかなか公式的に捜査の内容や今後の捜査方針、「見立て」などを簡単に伝えることをしないのが普通である。そこで、「大事なことをすぐには話してくれない公人」を相手に、どのように「懐に入り込んで」聞き出すかを学ぶ訓練の第一歩として、「サツ周り」が記者教育の第一段階として実施されてきた歴史があるものと考えられる。

しかし、同時に、警察組織や警察官そのものの不祥事案なども取材しなければならないのも記者の仕事である。日ごろは「懐に入り込みながら」、あるとき、不祥事が起きればその内容や組織の改善点などを毅然とした態度で、読者に提示することが求められる。そうした連続的な作業により、丸山の言う「権力の監視」につながる取材力を身につけていくので

あろう。

そして、昨今においては、権力をもつ国家や政治家のあり方などをチェックする機能を果たしながらも、前述したような、逮捕され拘束されて発言できずにいる「容疑者」の立場を尊重しすぎるあまり、事件の被害者やその家族のことが忘れかけられてしまってきたのではないかという反省が出てきている。このような状況から、当局の取材と「容疑者」、それに被害者やその家族、それに加えて専門家など第三者の見方、一般の人の見方などをバランスよく取材し、報じることが求められる時代となっている。

ただし、ここで忘れてはならないのは、権力をもった「公人」のやっていることをチェックするといっても、あくまでも「公人」としての「公務」のあり方や公人としての例えば、政務調査費など国民の税金の使い道について、つまりは「公人」そのものの判断や政策、行動について報道や論評の対象にすることが、報道の使命といえる。しかし、昨今、容疑者報道が始まって20年近くが経過した時代においても、「私人」はもとより、「公人」のプライバシーを無視するような報道が生じてしまうのは何が原因なのか、その防ぐ手段はあるのか、考察してみる意義があるのではないだろうか。このような観点から以下、論を展開したい。

【2】 事件報道ガイドラインにみる報道の意義と人権

§ 1、事件報道の必要性

報道、とくに事件報道をめぐるのは、いったん捜査当局の取調べや逮捕・拘留されたからといってすぐに裁判で有罪に結びつくわけではない、という反省から、とくに事件や裁判報道の分野で四半世紀前から「容疑者」とか「被告」といった呼称を用い、報道機関なりに人権に配慮していることは前述したとおりである。

そもそもなぜ、事件報道が必要なのだろうか。朝日新聞事件報道小委員

会が明らかにしている点は①危険情報の共有と②報道の役割である⁽⁷⁾。①は文字通り、自分の周りや社会で何が起きているのか、何があったのかを知りたいことという国民の欲求は自然なことで、事件の詳細が不明であることは人々の不安を高める。報道機関として詳しい情報を知らせることが、さらなる犯罪を予防する一助となるという考えにもとづくのだろう。また、②については、事件の全体像を明らかにすることが第一である。捜査機関が捜査し、裁判で明らかになることは、法治国家である以上、法律のどの部分に違反するか、そのためにはどのような社会的な制裁が必要かを法律に則って判断されることとなる。

しかし、これは「事件」のほんの一端をみているにすぎないことは、取材者および一般国民双方が少なからず気付いていることである。もちろん、捜査機関が事件を捜査し、司法機関が事件を審理することと、報道機関やジャーナリストが事件を報道することは、真相を解明し、正義の実現を目指すという観点からは、「手段」は違うものの、安全な社会を構築するという「目的」は同じものであろう。一方、少なくとも捜査当局や裁判所が法律に照らしながら事件を把握し、解決する手法に対して、ジャーナリズムとしては、社会的な背景や影響を含め、事件が起きた理由や全体像、そのような事件が起きた社会の抱える問題点などを取材活動により総合的に明らかにすることが目的とされている。

また、地域社会が安定することを目指すことも、ジャーナリズムの役割とされる。例えば、一人暮らしの高齢者宅で窃盗事件が多発している地域があったとする。あるいは、高齢者夫婦だけの居宅で殺人事件が発生することもある。こうした場合、捜査や司法当局であれば、事件の被疑者とされる人物の割り出しや、逮捕・起訴後は、被疑者や被告人の事件への関与の度合いなどを審理しながら、有罪か無罪か、有罪なら法律に照らし合わせての量刑が判断される。捜査・司法当局への取材の場合は、この事実のみを忠実に報道することが求められる。

しかし、「報道」とか「ジャーナリズム」の領域では、これだけが社会

的役割ではない。つまり、捜査・司法当局が出した結論をそのまま「広報」するだけではジャーナリズムとは言えないのである。その社会的背景を分析し、事件が起きた背景や今後の予防策などを導き出すのがその役割となってくる。そのためには「容疑者」の人物像や「ヒューマンストーリー」もある程度は必要とされてくる。これについては、本論の課題でもあるように「容疑者」と言っても、人権やプライバシーに基づいた取材が求められるのであり、単に人々の好奇心を満たすだけの公的機関からの情報提供にとどまるものであるならば、ジャーナリズムとはいえないであろう。あくまでも「事実」に迫る公共性、つまりは「公共の利益」に結びつく情報を伝えることが厳しく求められるものである。

また、この「公共の利益」に関しては、現在の報道機関の立場としては、「知るに値すると考えられること」を選んで社会に提供することを前提として、「何をどこまで書くか」については、社会にとっての情報の持つ意味と、書かれる側の人権とを公平な目ではかりにかけ、調和をはかることで決まるとされている^⑧。さらには、「書くか、書かないか」という議論については、あくまでも二分論ではなく、「書いて人権を守る」という考え方で、「どのように書けるか」「どの程度まで書けるか」については、ケースバイケースと理解できる。

§ 2、公共性の有無が課題

一方、事件報道については、名誉やプライバシーなど人権との関係が最も問われる報道分野であり、ここではとくに「公共性の有無」が取材・執筆の際に課題となる。例えば、刑法230条では、人の名誉を毀損した行為について、懲役刑などを科すとしている。しかし、同じ230条の2では、人の不名誉にかかわる事実を書いた場合でも、①公共の利益に関することであり（公共性）、②公益を図ることが目的で（公益目的）、③真実の証明（真実性）があれば罰しないとしている。また、第2項では、「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実、公共の利害に関する

事実とみなす」と定めている。

一方、犯罪被害者においては、あくまでも事件や事故に巻き込まれたのであり、プライバシー保護に十分な配慮が必要であるとされている。よって、事件とかかわりのない事実は「正当な関心」の対象ではないことを、報道する側もわきまえることが求められる。例えば、被害者が飲食店などを営んでいた場合、店のその後の信用問題につながることもあり、触れられたくない事実（例えば過去の職業や病歴、趣味、人間関係など）も配慮しながら報道する必要があるだろう。

また、このような課題を前提として、そもそも何が「ニュース」なのか、何を基準に新聞紙面などに掲載したり、テレビ番組で報じたりしているのかが、一般社会での疑問や課題となることが想定される。これに対して、例えば何を「事件」とするのかについてであるが、もちろん、捜査当局が認知して、報道機関に「事件発生」が知らされ、取材開始となることが少なくない。しかし、すべての事件や事故を取り上げようにも紙面や番組の余裕がないので、当然「価値判断」が必要となる。その判断はあくまでも報道機関側にあり、それは編集権に相当するものである。日本新聞協会は1948年の時点で「編集権声明」を公表している⁽⁹⁾。新聞についての編集権は、新聞の報道の自由と責任を前提としつつ、その内容や行使者に加え、編集権を確保する義務や編集権の侵害について明言している。

事件によって、取材現場においては「重大事件」とか「軽微な事件」という表現が用いられるが、何を基準とするかは、公式があるようには言えないのが普通である。しかし、事件が発生すれば、多くの読者や視聴者は何が起きたのか、細部も含めて出来る限りの情報を得たいと思うのは当然であり、殺人や強盗、放火などといった連続凶悪事件やだれもが使う公共交通機関の事故などでは、危険を避けるため、および自分や家族の生命を守るためにも、「利害関心事」となり、少なくとも新聞などの報道機関はその役割があると解釈できる⁽¹⁰⁾。

ここで「重大事件」というのは少なくとも「公共性が高い」ことにな

り、例えば、朝日新聞の場合は①死傷者数の多い事件、②社会的な広がり
の強い事件、③文明的、国際的な広がりのある事件、④動機や態様が特異
な事件、⑤当事者の属性が注目される事件、と区分している。①は2001
年に発生した、大阪教育大学附属池田小事件などが典型例として挙げられ
る。②は有名繁華街での雑居ビル火災などは、単に死傷者の多い火災とい
う観点と繁華街の防火体制の脆弱性の露呈という社会的観点から報道の価
値が上がるとみられる。③については東日本大震災やそれに伴う東京電力
福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故などが挙げられる。また、④は誘
拐やバスジャックなど、⑤は現職市長の殺害事件のほか、2006年のライ
ブドア社長（当時）が証券取引法違反容疑で逮捕された事件などが含まれ
るとされる。いずれも「社会性」や「公共性」が重視されているものとみ
られる。

さらに、「公人」や公的な存在に対する報道重視についても触れてお
く。刑法230条の2、第3項は「公務員または公選による公務員の候補者
に関する事実にかかるときは」、示した事実が真実であれば名誉毀損に当
たらないと規定している。国会議員などの政治家をはじめとする公職につ
いている人への名誉やプライバシーについて、保護の範囲は極めて狭い。
私人ならば名誉毀損やプライバシー侵害になりうる経歴や、場合によっ
ては前科の公表も報道対象となりうる。名誉毀損について具体例については
別項で述べるが、こうした解釈は、少なくとも報道が「権力の監視」機能
をもっており、しかも「社会性」や「公共性」に結びつけば、報道に値す
ることを重視していることになる。

§ 3、「公人」の考え方

この「公人」については、国会議員などのほか、公職についている公務
員や教師、警察官や弁護士、裁判官、医師や公認会計士、報道関係者に加
え、大企業の幹部も公務員に準じる社会的責任が発生するとみられている。
同じような考えから国民の注目度が高い芸能人やスポーツ選手も公的

存在に準じると判断されている。

一方では、いくら「公人」であっても、こうした「権力の監視」のほか、「社会性」や「公共性」に結びつくことが想定できない場合は、仮に刑法230条のような条項があったとしても、これは報道としてあるまじき行為といえることになるであろう。

前述した、藤井論文にみられるような、一般市民のほか、「公人」に対する人権を無視した報道が目立ちはじめたことを受け、前述したように、報道、とくに事件報道においては人権を尊重し、名誉やプライバシーに配慮したガイドラインが、各報道機関に設けられ、報道の指針が示されている。また、日本新聞協会は「新聞倫理綱領」を制定し、「個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する」と人権の尊重を掲げている⁽¹¹⁾。さらに、雑誌協会は「雑誌編集倫理綱領」を設け、その中で「人権と名誉の尊重」を掲げ、名誉やプライバシーを損なう内容であってはならないことに加え、人種や民族、宗教等に関する偏見や門地、出自、性、職業、疾患等に関する差別を温存・助長するような表現は「あってはならない」と示している⁽¹²⁾。この「綱領」は1963年に制定され、1997年に改定されていて長い歴史があることがわかる。

それでは、新聞や雑誌の業界としてこのようなガイドラインを設けているにもかかわらず、人権を無視するような問題が昨今も生じるのであろうか。事例を挙げて検証したい。

【3】報道と名誉毀損をめぐる法的課題

§ 1、名誉および名誉毀損とは何か

昨今の報道、とくに事件報道においては、当事者の名誉やプライバシーに配慮したガイドラインが作られているが、そもそも「名誉」とはどのようなものなのか。一般に「名誉」という概念は多義的とされているが、社会の中で生きる人間にとって、人格の価値に対する評価が人格の生存の基

盤となっており、その侵害から法的に保護する必要があることは明らかとされている⁽¹³⁾。民法は名誉が保護されるべき利益であることを不法行為法上において明記し、その侵害に対しては金銭賠償や原状回復も請求しうるとし（民法710条、723条）、また、刑法では名誉毀損罪（刑法230条）を設け、公然と事実を摘示し、他人の名誉を毀損したものには懲役や禁固または罰金を科すことになっている。

また、名誉毀損とは、ある人について一定の事実を公表することによってその人の社会的評価を低下させることであり、マスメディア報道も名誉毀損の責任を追及されうる立場にあるとあってよい。一方、マスメディアなどの表現者の側は、「表現の自由」を行使している立場にある。例えば、当該人物についての社会的評価は下がっても、その人物についてのある事実が国民の知る権利の正当な対象であることもありうるものであり、そうした事実の公表は表現の自由の行使として認められるべきであると解されている⁽¹⁴⁾。

従って、ある人に対しての一定の事実を公表することによってその人の社会的評価を低下させることに対して、常に刑事責任や民事責任を追及できるわけではないのである。刑法230条の2第1項は、①公共の利害に関する事実を、②もっぱら公益目的で公表した場合には、③その事実が真実だと証明できれば、名誉毀損罪は成立しないと定めている。さらに刑法230条の2第3項は、公務員または公選による公務員の候補者に関する事実の公表の場合には、事実の真実性の証明があれば罰しないとしており、公務員または公選による公務員の候補者に関する事実を、公共の利害に関する事実と扱っている。

前述した第1項では、名誉毀損の責任が問われなくなるための要件として、公益目的での公表を挙げている。「専ら公益を図ることにあった」ことが必要とされ、主たる動機が公益を図るためであればよいとされている。

§ 2、「相当性」の定義

また、「公正論評の法理」という名誉毀損免責法理がある。公共の利害について、一般の関心事であるような事柄については、論評の自由があり、それが公的活動とは無関係な私生活暴露や人身攻撃にわたらず、論評が公正である限り、論評される側が社会から受ける評価が低下することがあっても、名誉毀損の責任はないとする法理とされている。

前述したように民法上の名誉毀損における「免責3要件」のうち、③の真実性の要件は立証が容易ではない。しかし、最高裁は1966年の判決で、真実性が証明できなくても、報道した事実を真実と信じたことに「相当の理由」があった場合には、不法行為は成立しない、という「相当性」の要件を取り入れた⁽¹⁵⁾。山田は「相当の理由」とはどのようにも解釈できる曖昧な表現であるとしながらも、「公人と私人を区別し、それぞれに見合った法理を適用すべき」とするとともに、「公人」の名誉を毀損した場合、メディアはどのような責任をとるべきか、課題提起している⁽¹⁶⁾。

そして山田は、「相当性」の基準は、その曖昧な表現から認定されるかどうか予測がつきにくいという問題点があるものの、「相当性」の基準により報道側の萎縮効果を招くおそれがあることから、公人に対する報道を活性化させるために、政治家など中核的な「公人」には、一定程度、名誉権の保護を制約するといった、米国で定着している、「現実的悪意の法理」が適用されるべきであるとし、「公人」の名誉は一切保護されるべきではないとまでは言えないと論じている。

昨今、週刊誌をめぐる公人のプライバシーが侵害された問題が発覚した。これについてはどのように解釈したらよいのだろうか。

【4】週刊誌記事をめぐる名誉とプライバシー、人権の関係性

§ 1、メディアの報道の意義

最近、週刊誌に限らず、名誉毀損で新聞や雑誌、テレビなどのメディア

が訴訟に持ち込まれるケースが少なからず存在し、メディア側が敗訴した場合の損害賠償額の高額化が進んでいることは前述した通りである。しかし、メディアの報道というのは不特定多数の一般の読者や視聴者に向けて情報を発信しているのであり、その情報は単に一般国民の好奇心に迎合しているだけではないはずである。そもそもメディアの報道の意義は何なのだろうか。

日本は立法、行政、司法の三権分立が成立している。立法については、政治家などの行為について国民が選挙による投票行動により、その意思を表明することができる。また、行政については「出生届」から「死亡届」に至る間、幼少時の保健所での予防接種から年金受給に至るまで、国民は行政サービスの恩恵を全く受けずに過ごすことはできない。

さらに2009年より裁判員制度が開始され、一般国民の凶悪事件に対する刑事裁判への参加が可能となった。しかし、これら立法、行政、司法の三者は、国家や地方自治体の予算成立から民間事業の許認可、法に基づく刑罰の判断など、広義の権力をもっているとも解釈できる。そこで、前記三者の職務従事者が厳格な業務を執行しているかどうかを常時、監視している機能が必要となってくる。

中でも立法や行政の立場は、とくに国民から徴収した税金によって予算配分をする権限をもっており、その配分の仕方や使い道などが適正に処理されているかが問題視される機会が少なくない。例えば、昨今社会問題として報道されているのが、地方議員による政務調査費の不正処理の問題である。領収書など、内容の信憑性そのものが疑われるような提出の仕方がなされ、議員が議会の追及だけではなく、警察当局の捜査対象となる場合も少なくない。立法や行政の関係者が、時として社会的な制裁を受けるのは、彼らの立場が公人であり、その支出の元をたどれば、自ら支出した私費ではなく、公費つまりは国民の税金から賄われていることが挙げられる。

そうした視点から考察すると、公費つまりは国民の税金が正しく使われ

ているかどうかを常に監視、チェックする機能がさらに必要とされる。そこで、報道機関は立法、行政、司法の正しいあり方を追求するとともに、予算の執行、つまりは国民の税金の使い道が公正に行われているかどうかをチェックする社会的役割を担っているのである。このようにみると、報道あるいは報道機関が立法、行政、司法の三者に「プラス α 」された「第四の権力」として位置づけられる所以であると解釈できるのである。

ただしこの「第四の権力」としての解釈は、あくまでも政治家などの権力者的な立場に位置する「公人」に対してであり、「公人」の発する政策や公務上の言動について、チェックが必要とされている。前述したように公人にも限定されるものの、名誉やプライバシーが少なからず守られるべきで、公人の個人的な空間における言動などについては、基本的には報道の対象外となるべきであろう。仮に私的な言動が問題になったとしても、公人としての仕事に直接、間接的に結びつくものに対して、報道の立場から追求がなされるのが、「第四の権力」という言葉の根底にある考え方だと解釈できる。

§ 2、「第四の権力」と人権に関する週刊誌報道の一例

そうした「第四の権力」をもっている報道機関は、日本放送協会（NHK）を除いて、新聞や雑誌、テレビの各社は基本的には経営母体は民間企業だという側面をもっている一方、他の業界とは違う社会的な役割を担っているものと考えられる。だからこそ、例えば、メディア関係者が犯罪や不正行為をはたらいた場合、公務員などと同じように実名報道がなされるケースが少なくないことが挙げられる。また、その他の業界よりも強い人権への配慮なども、当然のこととして要求されているのである。

そのような観点から、昨今のメディアによる人権の配慮を無視したといえる「事件」は、社会問題として考察の対象となるべきものではないか。

例えば、『週刊朝日』は、朝日新聞社の関連企業である朝日新聞出版が発行する週刊誌である。同誌の2012年10月26日号で、ノンフィクション

作家と「本誌取材班」として編集部員2人の合作による大阪市長の人物像を中心に記した「緊急連載」が掲載された。その文章の中では、市長の父親の経歴や出自について詳細に書かれ、「被差別部落」という文言とともに実際の地名までが記述されていた。少なくとも「公人」である市長としての政策や言動について、さらに言論を用いて論評するという「報道」の枠組を大いに逸脱したものであった。市長本人はもとより関係者から批判が相次ぎ、同誌の同年11月2日号で編集長自身の謝罪記事を掲載するに至った⁽¹⁷⁾。

これは、週刊誌の編集部や出版社幹部の市長本人に対するその後の謝罪行為や社内処分をみるまでもなく、明らかにプライバシーや名誉を毀損しているレベルにあたと判断できる。前述したように、報道とは権力や権力者である「公人」としての政策や言動について、言論としての論評に加え分析や解説を加えるものであり、人格や出自を示すことは報道の範囲を極度に逸脱していたと考えられる。その後、出版社の複数の幹部が市長本人への謝罪に向き、編集長や文章の再構成などを受け持つ副編集長（デスク）が更迭されるなどの懲戒人事が公表され、出版史上90年の歴史のある新聞社系週刊誌の看板に傷がついたことは言うまでもない。

さらに、この問題は単なる社内人事に影響を与えただけでなく、親会社である朝日新聞社の第三者機関「報道と人権委員会」に調査を依頼することとなった。同委員会は同年11月9日付で、この市長についての連載記事に関する「見解」を同誌上で公表した⁽¹⁸⁾。「見解」は同委員会の、元最高裁判事、法学者、元通信社記者ら3人の委員の連名で記され、3人は、「見解」によると、「見出しを含め、記事及び記事作成過程を通して市長（本文は市長の苗字）の出自を根拠にその人格を否定するという誤った考えを基調としている。人間の主体的尊厳性を見失っているというべきである。そして、部落差別を助長する表現が複数個所あり、差別されている人々をさらに苦しめるものとなっている」と指摘している。

さらに報道された内容についても「各所に（市長を）直接侮辱する表現

も見られる。さらに記事の主要部分が信憑性の疑わしい噂話で構成されており、事実の正確性に関しても問題がある」としている。

また、原稿を書いたノンフィクション作家については、「企画段階からタイトルの決定、表紙の作成、情報収集、原稿チェック、おわびの掲載まで編集部が主体となり、(作家名)氏は編集部の意向を受けて取材・執筆活動をしており、問題の責任は全面的に編集部側にある。ただし、(作家名)氏も人権や差別に対する配慮の足りない点があったと思われる」と指摘している。

一方、「見解」を受けての出版側のさらなる謝罪記事が掲載された後、この記事の最後にノンフィクション作家自身のコメントも掲載された。作家は、「人物の思想や言動は突然生まれたわけではなく、生まれ育った環境や文化的な歴史的な背景を取材し、その成果を書き込まなくては当該の人物を等身大に描いたとは言えず、(中略)、公人中の公人を描く場合、その人物が生まれ育った背景を調べるため、家族の歴史を過去に遡って取材することは、自分に課したいわば私の信念です」とコメントしながらも「タイトルが、不本意にも(市長の)出自と人格を安易に結びつける印象を与えてしまい、関係各位にご迷惑をかけてしまいました」と付け加え、人権や差別に配慮不足だった点や「見解」の指摘を受け止めることを主張した。

§ 3、報道機関の人権の考え方

こうした一連の問題発覚について、これまで報道関係者の中では、報道と人権に関する取り決めやガイドラインはなかったのだろうか。例えば、現役記者や報道関係者に対して報道事例の問題点を指摘する中で、オウム真理教(その後改称)による一連の「サリン事件」をめぐる裁判事例などを挙げながら、「見出しの印象で、名誉毀損が認定されることもある」と現場記者や報道関係者に注意を促している。これは新聞記事の見出しの位置づけやあり方を念頭に書かれたものだが、「見出しは、本文記事の内容

を数語の中に凝縮したもので、(中略) 読者にニュースの焦点を端的に理解してもらえよう、また、その記事を読みたいという動機付けにもなるよう考えながら、紙面制作の最終段階でつけている」と定義づけられている。この定義は雑誌の場合は新聞に比べてさらに「(読者が) その記事を読みたいという動機付け」を増幅させるように、端的にかつ、印象的な文言を使う場合があるといえるだろう。

また、同事件に関連して毎日新聞社側が名誉毀損に問われ、高裁判決で逆転敗訴した判決の中で、「新聞記事が人の社会的な評価を低下させたかどうかを判断するには、一般読者の普通の読み方を基準として、その記事から受ける印象がその人の社会的評価を低下させるものであるかどうかを判断すべきだ」という判断が示されたことを提示している⁽¹⁹⁾。

週刊朝日の問題は訴訟には至らなかったが、「報道と人権委員会」の「見解」を見る限り、当該市長の名誉を毀損していることに限りなく近かったことが問題であるといえよう。2006年に朝日新聞社では「記者行動基準」というガイドラインを作った。こういった基準は関連会社である出版社の週刊誌編集部の記者や編集部幹部にも守ることが義務付けられているのが普通である。

基本姿勢の項目には「記者の責務」や「独立と公正」といった文言に続いて、「人権の尊重」という項目がある⁽²⁰⁾。同項では「記者は報道を通じて、民族、性別、信条、社会的立場による差別や偏見などの人権侵害をなくすために努力する」とされている。解任された週刊誌の責任者はいずれも親会社の新聞記者としての活動歴もあり、当然、この「基準」は承知していたと思われる。しかし、基準制定後の6年後に、前述した週刊朝日の問題が発覚したのである。新聞社や出版社の報道や企画の公表にあたっては、単に少数の担当者だけで決めるわけではなく、レイアウトや校閲部門も含めた複数のチェック体制が敷かれているのが普通である。社全体の自浄作用の問題があったのかという疑問も生じる。社の幹部が市長に謝罪しに向いたことは、「名誉毀損にあたるか否か」といった法的議論以前の

問題として、当事者の人格や人権の尊重の必要性が優位に考えられた結果だったと考えられる。

まとめ

本論を総括するにあたり、名誉と名誉毀損の違いはもとより、これがメディアの側の報道という「第四のチェック機能」を兼ね備えた場合、相手が「公人」である場合においても「公共の利益」のため、あるいは「国民の知る権利」を前提として、報道側が萎縮しないようにとの配慮が、法の下でなされていることがわかる。その一方では、名誉毀損にあたるか否かの以前の問題として、「第四の権力」であっても、というよりは、「第四の権力」であるがゆえに人権への配慮は最優先されるべき時代になっていることがわかる。前述したような新聞社系週刊誌記事をめぐる人権問題は、親会社である新聞社の第三者委員会が「見解」を出すまでに至っているなど、メディア業界の当該新聞社あるいは当該テレビ局の中における「第三者」機関が検証し、見解を出す仕組みが出来上がっているのが現状である。浅野は「(メディア業界では)『自主規制も含め、あらゆるメディア規制に反対』というアレルギー反応と『報道は聖域』という主張が支配的だ」と指摘している⁽²¹⁾。新聞社などが自主規制している組織については「各社別に対応」していることが前提であり、「表現の自由」を前提とする学者や文化人が選ばれがちであることも指摘している。

かといって新聞や通信社、場合によってはテレビ局が横断的に対象となる、人権問題の苦情や被害の声を受け付ける機関をつくるといった仮説は成り立つだろうか。例えば新聞協会などにそういった窓口を設置するなどの考え方は、まずは「報道や表現の自由」を束縛しないか、場合によっては憲法で禁止されている検閲またはそれに準じる機関にならないか不安要素が残る。少なくとも日本のメディアをとりまく現状からは、横断的な組織は馴染まないのではないかと考える。

それでは報道や表現の自由を保障しながら、人権の配慮をしながら、場合によってはその「報道被害」を申告できるような期間を設置することはできないのであろうか。平川は、メディアの報道被害防止や救済制度が確立されていない現状では、報道被害者を支援・サポートするNPOの必要性を主張している⁽²²⁾。官公庁などいわゆる「権力」の側には広報室があるものの、市民の側にはメディア対応について知識などがいないため、一般市民とメディアの間に立ってサポートするNPOの設立を提案している。新聞社が「第三者」機関といいつつも、新聞社側が任命する委員によって成り立つ委員について、少なくとも本論で扱った週刊誌の人権問題に対する処理を見る限りは、偏向した結論、つまりは依頼した側に都合のよい見解を導いているようには思えない。しかし、立場的には当事者であるメディア側とは一線を画しておいたほうが、より中立的な立場から発言できることが期待できる。こうした観点からはNPOの設立も一案かと考えられる。しかし、前述したように、公人でも「報道被害」に会う危険がある以上、このNPOは単に一般市民だけでなく、公人に対する報道被害をも対象とした第三者機関的性格が強いことが望まれるのではないかと考えられる。

メディアの媒体としての姿が多様化する昨今、メディアの報道をめぐる損害賠償請求をはじめとする名誉毀損などの報道被害があとを絶たない現状から、報道と人権をめぐる法的な課題については、今後も研究対象として考察を続けていきたい。

注

- (1) 長谷部恭男・藤田博司・宮川光治「記者ツイッターは報道か 新たなメディアにどう向き合う」『Journalism』(2012年6月、朝日新聞社) 82-89頁
- (2) 鬼頭季郎「名誉毀損の損害賠償額の高額化とマスメディア経営者の法的責任」『Journalism』(2009年10月、朝日新聞社) 4-13頁、および、一般社団法人日本雑誌協会「一連の『名誉毀損判決』に対する私たちの見解」(2009年4月) http://www.j-magazine.or.jp/opinion_003.html (2014年8

月28日閲覧)

- (3) 取材と報道研究会(第3回)「何を伝えるのか本質議論を」『新聞研究(No.626)』(2003年9月、一般社団法人日本新聞協会)52-57頁
- (4) 藤井正希「マスコミ報道と人権」『社会研論集』(2009年9月、早稲田大学大学院社会科学研究所)287-301頁
- (5) 朝日新聞事件報道小委員会『事件の取材と報道2012』(2012年2月、朝日新聞出版)13、39-40頁
- (6) 丸山重威「メディアの仕事は権力の監視」『法と民主主義(No.423)』(2007年11月、日本民主法律家協会)44-47頁
- (7) 前掲書(5)10-13頁
- (8) 前掲書(5)17-20頁
- (9) 一般社団法人日本新聞協会「日本新聞協会の編集権声明」(1948年3月)
http://www.pressnet.or.jp/statement/report/480316_107.html (2014年9月20日閲覧)
- (10) 前掲書(5)25-29頁
- (11) 一般社団法人日本新聞協会「新聞倫理綱領」(2000年6月)
http://www.pressnet.or.jp/statement/report/000621_390.html (2014年9月20日閲覧)
- (12) 一般社団法人日本雑誌協会「雑誌編集倫理綱領」(1963年、1997年)
http://www.j-magazine.or.jp/guide_002.html (2014年9月20日閲覧)
- (13) 宮原守男・松村光晃・中村秀一『名誉毀損・プライバシー 報道被害の救済—実務と提言』(2006年10月、ぎょうせい)18頁
- (14) 渡辺武達・松井茂記『メディアの法理と社会的責任』(2004年6月、ミネルヴァ書房)26-31頁
- (15) 最高裁判決1966年6月23日『最高裁民事判例集・20巻5号』1118頁
- (16) 山田隆司「公人の名誉は保護されるべきか」『Journalism』(2009年10月、朝日新聞社)22-29頁
- (17) この記事は『週刊朝日』(2012年10月26日号)18-23頁に記載された特集で、市長の名前を別の読み方でカタカナ表記したタイトルが付けられ、連載の第一回と位置づけられた。表紙には「DNAをさかのぼり本性をあぶり出す」、また、本文タイトルには「奴の本性」などという文言が並んだ。また、謝罪記事は同誌(2012年11月2日号)18-19頁の見開き2ページで「おわびします」という黒地白抜きタイトルにて、通常記事の活字より一回り大きな活字を用い、縦書きで掲載された。これほどの謝罪記事は、報道や出版の業界においても極めて異例と考えられる。
- (18) 前傾(17)に対する朝日新聞社報道と人権委員会は『週刊朝日』(2012年11

月30日号) 33-42頁において、編集長代行の改めての謝罪文に加える形で
検証結果を「見解」として公表した。

- (19) 読売新聞社『「人権」報道 書かれる立場 書く立場』(2003年1月、中央公論新社) 236-238
- (20) 前傾書(5)184頁
- (21) 浅野健一「報道界は人権機関設置前にメディア責任制度を作れ」『自由と正義』(2010年11月、日本弁護士連合会) 30-38頁
- (22) 平川宗信『報道被害とメディア改革 人権と報道の自由の視点から』(2010年3月、解放出版社) 79-81頁